

様式第 2 号（第 7 条関係）

北海道立学校学習用パソコン等借受申請書及び承諾書

令和 年 月 日

北海道北見商業高等学校長 様

北海道立学校学習用パソコン等貸付要項第 7 条の規定により、学習用パソコン等を利用
したいので、次のとおり申請します。

なお、利用にあたっては、裏面の貸付条件及び北海道立学校学習用パソコン等貸付要項
を遵守します。

児童生徒 (貸付対象者)	住 所 (ふりがな) 氏 名
学年等	年 組 番
保護者等 (申請者)	住 所 (ふりがな) 氏 名 ※署名は必ず本人が行ってください。 電話番号 () 児童生徒との関係 ()
借受を希望する 物品	学習用パソコン ・ モバイルルーター ※希望する物品に○をつける

裏面

貸付条件

- 1 申請者は、その貸付けを受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸付物品の利用に当たっては、申請者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸付物品を貸付対象者以外に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸付物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸付物品を道立学校の学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 校長が別に定める学習用パソコン等利用規約等に反する行為を行うこと。
 - (6) その他学習用パソコン等の貸付目的及び貸付決定通知書に記載された遵守事項に反すること。
- 3 申請者は、校長から貸付物品の管理及び使用にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 学習用パソコン等の充電に係る経費は申請者の負担とする。
- 5 モバイルルーターの通信に係る契約事務手数料、通信料は申請者の負担とする。
- 6 申請者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届（様式第6号）を校長に提出しなければならない。
- 7 申請者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合は、申請者が修繕費等の原状に復旧する費用を負担するものとする。
- 8 申請者は貸付物品の使用に当たり、申請者の責めに帰すべき理由により北海道又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 9 北海道又は道立学校は、北海道又は道立学校が意図しない貸付物品の利用により申請者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 10 貸付対象者が次に掲げる事項に該当するときは、貸付決定を取り消す場合がある。この場合において、申請者は校長が別に定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
 - (1) 貸付対象者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
 - (2) 貸付対象者が貸付決定時に在籍していた道立学校の児童生徒でなくなったとき。
 - (3) 申請者が貸付条件1及び2の条件に違反したとき。
 - (4) その他貸付物品の管理及び使用において、特別な事情が生じたとき。
- 11 申請者は貸付期間が満了したときその他返却の事由が生じたときは、校長が別に定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
- 12 申請者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 13 その他、学習用パソコン等の利用に際しては、北海道又は道立学校の指示に従うものとする。